

○御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱

(令和元年 6 月 28 日告示第 20 号)

改正 令和 2 年 3 月 25 日告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、御前崎市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から御前崎市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領(平成 31 年 3 月 26 日付けく管政第 94 号くらし・環境部長通知)、御前崎市補助金等交付規則(平成 16 年御前崎市規則第 37 号。以下「規則」という。)その他の法令及び関係通知のほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移住」とは、御前崎市へ住民票を異動し、生活の本拠を御前崎市へ移すことをいう。
- (2) 「中小企業等」とは、補助金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であつて、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 「条件不利地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (4) 「起業支援金」とは、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、第 1 号に定める要件を満たす者のうち、第 2 号又は第 3 号の要件を満たす就業又は起業に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあつては第 4 号の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 移住する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤(雇用者と

しての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

- (イ) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月1日以降に移住したこと。
- (イ) 補助金の申請時において、移住後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 御前崎市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- (エ) 当該補助金に類する他の補助金で、市長が指定する補助金の交付を受けていないこと。
- (オ) その他市長が不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、都道府県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3か月以上在職していること。
- オ 上記イの求人への応募日が、マッチングサイトに同求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該中小企業等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、補助金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。

エ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。

オ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までに、移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し又はその他本人確認ができる書類の写し

(2) 御前崎市の住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員全員分)

(3) 移住元の住民票の除票又はその他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分)

(4) 移住元の市区町村における最近1か年の滞納がないことを確認できる書類

(5) 別表第2に掲げる証明書類等

(6) 移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第3号)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定及び確定をする際の条件となるものとする。

(1) 補助金の申請日から5年以内に御前崎市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 補助金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び御前崎市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 市長は、補助金の交付を決定及び確定したときは、移住・就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に定める移住・就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書を受け取った日から起算して10日以内に、請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に他の市区町村に転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に他の市区町村に転出した場合

(補助金の返還請求)

第10条 市長は、規則第17条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該申請者に対し、御前崎市移住・就業支援事業補助金返還請求書(様式第6号)により当該補助金の返還の請求をするものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第56号)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の御前崎市移住・就業支援事業補助金交付要綱第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円

2人以上の世帯での移住の場合	100万円
----------------	-------

別表第2(第5条関係)

区分	証明書類等
移住・就業支援事業補助金(就業の場合)の交付を受けようとする者	就業証明書(移住・就業支援事業補助金の申請用)(様式第2号)
移住・就業支援事業補助金(起業の場合)の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類

様式第1号(第5条関係)

移住・就業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

就業証明書(移住・就業支援事業補助金の申請用)

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

移住・就業支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

請求書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 10 条関係)

御前崎市移住・就業支援事業補助金返還請求書
[別紙参照]